

保護者の方へ

小金井市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業について

本市では、地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている多様な集団活動について、市の定める基準に適合した集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を助成します。

対象者 次の（１）～（４）のすべてに該当する方が対象です。

- （１）小金井市内に住所を有する満３歳以上の小学校就学前の幼児の保護者
- （２）本事業の要件に適合する施設を利用し、利用時間が１日４時間以上８時間未満、利用日数が週５日以上及び年間３９週以上であること。
- （３）認可保育所、特定地域型保育施設、認定こども園、企業主導型保育事業を利用していないこと。
- （４）子育てのための施設等利用給付（無償化給付）を受給していないこと。

対象施設

補助対象施設は、子育て支援の重要な拠点となっている幼児施設で、市の基準を満たす施設です。基準適合審査により対象施設等を決定後、対象施設等一覧をホームページに掲載します。

対象経費

本事業の要件に適合する施設等を利用する幼児の保護者が支払う利用料
満３歳児クラスのお子さんについては、３歳のお誕生日の翌月から交付となります。月の途中での転入、入園の方も翌月から交付となります。



基準額 対象幼児１人あたり月額上限２０，０００円

支給時期 申請の時期は年２回、半年ごと

※４月～９月の利用分：１１月（予定）

※１０月～３月の利用分：５月（予定）

申請方法

- 【提出書類】**（１）小金井市多様な集団活動事業の利用支援事業補助金交付申請書兼請求書
（２）施設利用料の領収書等

【申請方法】 郵送提出：〒184-8504

小金井市本町６丁目６番３号 保育課 保育係宛

直接提出：小金井市役所 第二庁舎３階 保育課

※平日８時３０分～１７時（土日祝日、年末年始休業日除く）

注意事項【必ずお読みください】

多様な集団活動事業の利用支援事業の支給を受ける場合は、小金井市愛育手当の受給はできませんので、ご注意ください。

〈提出先・問合せ〉

小金井市役所 保育課 保育係 電話：（０４２）３８７－９８４６